

# HPVワクチン キャッチアップ接種<sup>※</sup>の 経過措置について

HPVワクチンのキャッチアップ接種期間が2025年3月31日までであるところ、需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置が検討され、国の審議会です承されました。今後、予防接種法施行令が改正され、2025年4月1日から施行される予定です。

なお、政省令改正前であるため、確定した詳細情報は改正後の定期接種実施要領をご確認ください。

## HPVワクチンキャッチアップ接種についての議論のまとめ

### 【経過措置】

キャッチアップ接種期間中(2022年4月1日～2025年3月31日まで)に1回以上接種している方については、期間終了後も1年間は公費で3回の接種を完了できる

### 【対象者】

以下のうち、2022年4月1日～2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方

- キャッチアップ接種の対象者(1997年度生まれ～2007年度生まれの女性)
- 2025年度に定期接種の対象から外れる方(2008年度生まれの女性)

### 【期間】

キャッチアップ接種期間終了後、1年間(2026年3月31日まで)

## 経過措置の対象者(2024年度年齢)

以下の生まれ年度の女性のうち、

**2022年4月1日～2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方**

2008年度生 15/16歳	2007年度生 16/17歳	2006年度生 17/18歳	2005年度生 18/19歳	2004年度生 19/20歳	2003年度生 20/21歳
2002年度生 21/22歳	2001年度生 22/23歳	2000年度生 23/24歳	1999年度生 24/25歳	1998年度生 25/26歳	1997年度生 26/27歳

■ 2025年度に定期接種の対象から外れる方 ■ 2024年度にキャッチアップ接種対象の方

※:ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種(キャッチアップ接種という。)を実施する。

厚生労働省 ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん(子宮けいがん)とHPVワクチン～ より作成  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html> (Accessed Jan. 08, 2025)  
 厚生労働省 令和6年度第3回予防接種自治体向け説明会資料 より作成  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_47068.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47068.html) (Accessed Jan. 08, 2025)

## ウイルスワクチン類

薬価基準未収載(保険給付対象外)

劇薬 処方箋医薬品(注意一医師等の処方箋により使用すること) 生物学的製剤基準

**シルガード<sup>®</sup>9** 水性懸濁筋注シリンジ  
 SILGARD<sup>®</sup>9 | 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)

2. 接種不適当者(予防接種を受けることが適当でない者)
  - 2.1 明らかな発熱を呈している者
  - 2.2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - 2.3 本剤の成分に対して過敏症を呈したことがあることが明らかな者
  - 2.4 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者